新中間処理施設整備検討会議規約 (変更案)

(目的)

第1条 十勝環境圏複合事務組合(以下「組合」という。)が新たな一般廃棄物の中間 処理施設の整備<u>の基本的な方向性を定めるに向けて、今後のごみ処理のあり方(収集 運搬・中間処理・最終処分)等を検討する</u>ため、新中間処理施設整備検討会議(以下 「検討会議」という。)を開催する。

(検討体制)

第2条 検討会議は、十勝管内19市町村のごみ担当課長等で組織する。

(会議)

- 第3条 検討会議は組合の事務局長が召集し、議長となる。
- 2 議長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 議長が必要と認めるときは、外部有識者等に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

(委任)

第5条 この規約に定めのあるもののほか、検討会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月15日から施行する。